

高等学校等就学支援金等の手続のご案内

【高等学校等就学支援金（授業料無償化）】

前回の就学支援金受給資格の認定申請の際に提出された書類（1年生は本年4月、2年生・3年生は昨年7月）により、手続が異なります。

- | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------|------------|
| ① 「マイナンバー」のみ提出された方 | ⇒ | 今回手続は不要です | |
| ② 「課税証明書」を提出された方 | } | ⇒ | 今回手続が必要です。 |
| ③ 「生活保護受給証明書」を提出された方 | | | |
| ④ 4月に就学支援金受給資格の「認定申請をしない」とした方 | ⇒ | 収入状況により必要な場合があります。 | |

※今回、②、③、④に該当する方に対し、6月下旬から7月上旬に、生徒を通じて申請書類を配付します。提出期限は7月下旬を予定（具体のスケジュールが決まり次第お知らせします）。なお、①の方については、教育庁から連絡があった場合に改めて必要な書類等をご案内します。また、保護者が変更になった方は、①～④にかかわらず今回手続が必要です。申請書類をお渡ししますので事務室までお申し出ください。

【奨学のための給付金】

対象：生活保護受給世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯

※1年生については、制度の対象者が不明なことから、全員に6月下旬から7月上旬頃生徒を通じて申請書類を配付します。該当する方は必ず手続をお願いします。提出期限は7月下旬を予定（具体のスケジュールが決まり次第お知らせします）。

※2年生、3年生については、前年に受給された方に6月下旬から7月上旬頃生徒を通じて申請書類を配付します。なお、今回、制度の対象となる方については申請書類を配付しますので事務室までご連絡ください。提出期限は7月下旬を予定（具体のスケジュールが決まり次第お知らせします）。